

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 22 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第 4 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 41 の 2 の項中「広島市南区南蟹屋二丁目 661 番 12 先」を「広島市南区大州四丁目 405 番 2 先」に改め、同表の 50 の項中「福山市新涯町二丁目 33 番先」を「福山市南手城町四丁目 1180 番 1 先」に改め、同表の 50 の 2 の項を削り、同表の 69 の 5 の項中「広島市南区東駅町 624 番 6 先」を「広島市南区西蟹屋二丁目 846 番 8 先」に改め、同項を同表の 69 の 6 の項とし、同表の 69 の 4 の項の次に次のように加える。

69 の 5	広島市道南 1 区矢賀大州線	広島市南区大州五丁目 410 番 5 先から 広島市南区大州五丁目 410 番 1 先まで
--------	----------------	--

別表第 2 の 130 の項の次に次のように加える。

131	福山市道福山駅箕沖幹線	福山市箕沖町 130 番先から 福山市箕沖町 112 番 2 先まで
-----	-------------	---------------------------------------

附 則

この公安委員会規則は、令和元年 7 月 31 日から施行する。